

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## (第34回) 議事録

1. 日時 令和3年11月12日(金) 14:30~16:03

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

### 3. 議事

(1) 専門委員の紹介

(2) 専門調査会の運営等について

(3) 座長の選出

(4) 令和3年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

(5) 令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

(6) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

合田座長、畝山座長代理、足立専門委員、阿部専門委員、有田専門委員、  
今村専門委員、浦郷専門委員、太田専門委員、神村専門委員、亀井専門委員、  
川崎専門委員、北見専門委員、白岩専門委員、田沼専門委員、千葉専門委員、  
米田専門委員

(専門参考人)

横田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、  
石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、藤田リスクコミュニケーション官、  
井上評価情報分析官、高山評価調整官

### 5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

- 資料 1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料 1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
- 資料 1－4 令和 3 年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール
- 資料 2－1 令和 3 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告のポイント
- 資料 2－2 令和 3 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- 資料 2－3 「中間報告」に関して御提出いただいた御意見及び御質問
- 資料 3－1 令和 3 年度「自ら評価」案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について
- 資料 3－2 これまで「自ら評価」の候補となった案件の対応状況
- 資料 3－3 令和 3 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）
- 資料 3－4 令和 3 年度「自ら評価」検討資料（案）
- 資料 3－5 「自ら評価」に関して御提出いただいた御意見及び御質問
- 資料 3－6 海洋中のマイクロプラスチックの生物・生態系影響に関する環境省の主な取組について（環境省提出資料）

## 6. 議事内容

○新総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第34回「企画等専門調査会」を開催いたします。

私、食品安全委員会事務局総務課長の新と申します。本日、座長が選出されるまでの間、私のほうで議事を進行させていただきたいと思いますが、皆様、よろしゅうございますでしょうか。

（首肯する委員あり）

○新総務課長 それでは、お許しをいただきましたので、進行させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、食品安全委員会決定「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会への出席について」の2の規定に基づきまして、16名の専門委員、2名の専門参考人がウェブ会議システムを利用して出席いただいております。なお、神村専門委員並びに阿部専門委員につきましては、途中で御退席の御予定と伺っております。食品安全委員会からは、7名の委員が出席しております。

また、本日の議事（5）に関連しまして、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室の今川室長、環境省水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室の櫻井室長補佐にもお越しいただいております。

企画等専門調査会は原則として公開となっておりますが、このような事情から、本日は

傍聴者を入れずに開催することとしております。

なお、本会合の様子については、食品安全委員会のユーチューブチャンネルにおきまして動画配信を行っておりますので、御了承いただきたいと思います。

まず、去る10月1日付けをもちまして、専門委員の改選が行われ、本日は選任後最初の会合となります。

まず初めに、食品安全委員会 山本委員長から御挨拶を申し上げます。お願いいたします。

○山本委員長 皆さん、こんにちは。食品安全委員会の山本です。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただきありがとうございます。食品安全委員会の委員長として、お礼を申し上げます。

皆様のお手元には、令和3年10月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書が届いたかと存じます。専門委員の皆様方が所属される専門調査会につきましては、委員長が指名することになっておりますので、皆様方を企画等専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

企画等専門調査会は、食品安全委員会全体の運営計画の策定や、そのフォローアップ、委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の候補の選定、リスクコミュニケーションや緊急時対応の在り方など、幅広い事項について御審議いただく調査会であります。

食のグローバル化が進み、人々の食生活は多様化する中、食品の安全については、国内外を問わず、強い関心が寄せられております。このような中、食品安全委員会における専門委員の仕事は、国民の健康を守る上で重要な役割を担うものであると考えております。

先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、専門的な見地から活発な御議論をお願い申し上げて、私からの挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○新総務課長 ありがとうございます。

それでは次に、資料の確認をさせていただきます。

議事次第、委員名簿、座席表のほか、資料1のまとまった束といたしまして、資料1-1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」、資料1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」、資料1-3「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」、資料1-4「令和3年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール」。

資料2の束といたしまして、資料2-1「令和3年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告のポイント」、資料2-2「令和3年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」、資料2-3「『中間報告』に関して御提出いただいた御意見及び御質問」。ほかに、参考資料をまとめたもの、別紙をまとめたものがございます。

次に、資料3の束として、資料3-1「令和3年度『自ら評価』案件候補の外部募集（ホ

ームページによる公募)について)、資料3-2「これまで『自ら評価』の候補となった案件の対応状況、資料3-3「令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」、資料3-4「令和3年度『自ら評価』検討資料(案)」、資料3-5「『自ら評価』に関して御提出いただいた御意見及び御質問」、資料3-6「環境省提出資料」。

以上でございます。不足の資料等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○新総務課長 それでは次に、本会合は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、ウェブ会議方式により開催することを踏まえまして、審議の円滑化の観点から、審議に当たっては、リスク評価を行っている他の専門調査会と同様に、先ほど局長からも申し上げましたように、事前に意見等又は質問を提出していただき、提出された意見等を基に議論を行っていただくこととしております。

議事進行につきましては、議事の進捗に合わせて、意見の提出者を座長から指名し、提出されました意見等を御紹介していただくこととします。紹介された意見等に対してさらにコメント等がある専門委員又は専門参考人は、お手元の挙手カードを掲げて指名された後に発言をしていただけるよう御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、議事(1)の「専門委員の紹介」でございます。私のほうから、お名前の五十音順に御紹介いたしますので、皆様一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

まず、足立専門委員です。

○足立専門委員 日本生協連の足立と申します。このたびはお世話になります。

私は、日本生協連のコープ商品のお申し出調査部門を担当しております。消費者側の立場から、特にリスコミなどにおいて携わっていきたくと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○新総務課長 では次に、阿部専門委員です。

○阿部専門委員 公益社団法人日本栄養士会常務理事の阿部と申します。

管理栄養士・栄養士につきましては、食品を取り扱う専門職種でもございますので、専門職種の立場からいろいろ御意見を申し上げられればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○新総務課長 次に、有田専門委員です。

○有田専門委員 主婦連合会の有田と申します。

今期まで何年か続いて参加させていただいておりました初めというわけではありませんけれども、また一から新たな気持ちで参加させていただいて意見を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○新総務課長 今村専門委員です。

○今村専門委員 奈良医大の今村です。よろしくお願いいたします。

私は公衆衛生を専門にしておりますけれども、もう20年以上前ですけれども、食品安全委員会が立ち上がる時に厚生省で立ち上げの担当をしておりました。その後、役人は辞したのですけれども、コーデックスのリスクアナリシスの文書作成などにも協力させていただきまして、今に至っております。消費者庁の食品表示のほうも深く関与しております。そういった方面からも御支援をできればと思っております。よろしくお願いいたします。

○新総務課長 畝山専門委員です。

○畝山専門委員 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部の畝山です。

この委員会は引き続きということになりますが、新しい方もたくさんおられるので、どうぞよろしくお願いいたします。

○新総務課長 浦郷専門委員です。

○浦郷専門委員 全国消費者団体連絡会の事務局長をしております浦郷と申します。

私もこの調査会は3期目になると思います。特に何かの専門家というわけではありませんけれども、こちらの調査会で食品安全委員会の取組の報告をしっかりと聞いて、消費者の目線での意見発信もしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○新総務課長 太田専門委員です。

○太田専門委員 全国女性組織協議会の副会長をしております太田です。

熊本のほうで主人と2人でお米とアンデスメロンを作っています。農家の立場からこの調査会に参加したいと思います。初めてですのでよろしくお願いいたします。

○新総務課長 神村専門委員です。

○神村専門委員 日本医師会常任理事の神村と申します。

日本医師会のほうでは産業保健や学校保健を担当しております。また、地元の山形ではJAの常任理事もさせていただいております。よろしく願いいたします。

○新総務課長 亀井専門委員です。

○亀井専門委員 日本薬剤師会の亀井でございます。

前期は大学の立場で参加させていただいていました。私は、医薬品の適正使用に係る研究、教育に関わっております。また、リスクコミュニケーションにも大変関心を持っております。何かここでお役に立てたらと思っております。どうぞよろしく願います。

○新総務課長 川崎専門委員です。

○川崎専門委員 雪印メグミルクの川崎と申します。

会社は乳製品を作っている会社で、私は、品質保証と研究開発のほうを担当しております。食品製造業、食品産業という立場から参加させていただきます。どうぞよろしく願います。

○新総務課長 北見専門委員です。

○北見専門委員 公募委員の北見と申します。

食品衛生コンサルティング会社のBMLフード・サイエンスという会社に勤務しております。業者様と消費者のいずれの立場からも御意見をさせていただければと思います。どうぞよろしく願います。

○新総務課長 合田専門委員です。

○合田専門委員 国立衛研の所長をしております合田でございます。

私の専門は、食品と医薬品のレギュラトリーサイエンスということになっています。レギュラトリーサイエンスというのは、サイエンティフィックレギュレーションをするためのサイエンスという具合に考えていただければと思います。多くは品質保証に関係する学問でございます。どうぞよろしく願います。

○新総務課長 白岩専門委員です。

○白岩専門委員 岩手県獣医師会の白岩といいます。よろしくお願いします。

理事でもございますが、食鳥検査センターの所長をしております、食鳥肉の食鳥検査を行ってまして、食鳥肉の安全性確保に努めております。県にいたときには食の安全・安心の部署にございまして、県で主催するリスクコミュニケーションには食品安全委員会のほうから講師を派遣していただいたということがございまして、何かの御縁でございますので、いろいろとよろしくお願いいたします。

○新総務課長 田沼専門委員です。

○田沼専門委員 田沼恵理と申します。

私は、外食産業の立場から初めて参加させて頂きました。いろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○新総務課長 千葉専門委員です。

○千葉専門委員 千葉淳一と申します。

労働団体からの参加となりますので、労働者の立場から意見を申し上げることがあればしていきたいなというふうに考えてございます。今期からの参加となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○新総務課長 米田専門委員です。

○米田専門委員 米田千恵と申します。

千葉大学教育学部で、教員養成の学部で食物学を教えています。主に家庭科の教員養成、それから、小学校、養護教諭の教員養成などの授業で食品の学問を教えているという立場から参加させていただきます。2期目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○新総務課長 皆様、ありがとうございました。

続きまして、本専門調査会は非常に多岐にわたる専門的事項を調査審議することから、本日、2名の専門参考人に御出席をいただいております。御紹介いたしますので、一言ずつ自己紹介をお願いできればと存じます。

まず、横田専門参考人です。

○横田専門参考人 横田です。

食安委のほうで評価を受けております農薬関係のメーカーの団体のところでの農薬工業

会というところで仕事をしています。基本的にはレギュラトリー関係、規制関係のところを当局と相談するという立場のことをしています。よろしくお願いします。

○新総務課長 では、渡邊専門参考人です。

○渡邊専門参考人 渡邊です。

もとは国立感染症研究所の所長をしておりました。感染症の立場からいろいろコメントできればと考えています。よろしくお願いいたします。

○新総務課長 また、本日は、食品安全委員会から、冒頭に挨拶いただきました、企画等専門調査会主担当でもある山本委員長のほか6名の委員に出席をいただいております。御紹介いたします。

まず、企画等専門調査会副担当の松永委員です。

○松永委員 松永和紀と申します。非常勤ですが、リスクコミュニケーションを担当いたします。

一般の方々にはリスクをきちんと理解して行動に結びつけていただくというのは大変難しいことではありますが、先生方にいろいろ御指導いただきながら、リスクコミュニケーションに努めていきたいと思っております。御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

○新総務課長 次に、浅野委員です。

○浅野委員 化学物質の安全性の評価を担当しております浅野哲と申します。よろしくお願いいたします。

○新総務課長 川西委員です。

○川西委員 川西でございます。

委員としては2期目で、大分以前にこの企画等専門調査会に関係しておりました。よろしくお願いします。

○新総務課長 脇委員です。

○脇委員 脇昌子と申します。7月1日より常任の委員になっております。

私自身は内科の臨床医でございますが、こちらでは新開発食品専門調査会に属しておりました。公衆衛生を担当してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



○新総務課長 香西委員です。

○香西委員 香西と申します。非常勤委員として2期目を務めております。

委員の中では消費者意識の立場からというところで務めております。専門分野は調理科学です。どうぞよろしく願いいたします。

○新総務課長 吉田委員です。

○吉田委員 吉田充でございます。

委員として2期目、非常勤で2期目となります。その前に食品安全委員会では、農薬専門調査会や汚染物質等専門調査会で活動しておりました。化学系の専門ですけれども、食品の製造や流通という部門を担当しております。よろしく願いいたします。

○新総務課長 最後に、事務局を紹介いたします。

事務局長の鋤柄です。

事務局次長の中でございます。

○中事務局次長 中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○新総務課長 あと、関係の担当課長が陪席しております。お名前だけ読み上げて失礼いたします。

評価第一課長の近藤。

評価第二課長の石岡。

情報・勧告広報課長の都築。

リスクコミュニケーション官の藤田。

評価情報分析官の井上。

評価調整官の高山です。

以上、事務局でございました。

では次に、議事（2）の「専門調査会の運営等について」でございます。お手元の資料1-1から1-4までを御覧いただけますでしょうか。

まず、資料1-1が「食品安全委員会専門調査会等運営規程」でございます。専門調査会の運営についての規程でございます。

ここで、第2条を御覧いただきますと、第3項で、専門調査会に座長を置き、専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。第4項で、座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。

第4条では、座長あるいは座長代理が専門調査会の会議を招集し、その議長となるというふうに定められております。

そして、別表のほうで、企画等専門調査会の所掌事務が表形式で定められております。先ほど委員長からも御説明がありましたので、割愛させていただきます。

次に、資料1-2を御覧ください。「食品安全委員会における調査審議方法等について」という委員会決定でございます。こちらにつきましては、いわゆる調査審議の対象となる企業の関係あるいはその企業との株式の保有関係あるいは企業の対象品目の申請資料の作成に協力した者、こういった者をいわゆる除斥あるいは忌避するような形で、調査の審議から外れていただくという、利益相反に関する規定でございます。今回につきましては、別紙にございます確認書というのがございますけれども、この形で確認書を提出していただくというものでございます。

具体的には、皆様から確認書をお出しいただいたものが資料1-3でございます。こちらは、皆様から特定企業等との関係につきまして申告をいただいたものでございます。私どものほうで確認書を確認いたしましたところ、今回の議事に関しまして、委員会決定に規定する事項、先ほどの利益相反に関する規定に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。なお、こちらにつきましては毎回の調査会で確認をする仕組みとなっておりますので、記載内容、記載事項に変更がありました場合は、再提出をお願いしたいと思います。

次に、資料1-4でございます。企画等専門調査会の調査審議スケジュールでございます。令和3年6月には、こちらに掲げてあるような議事につきまして調査審議いたしました。本日、11月でございます。2つの議事について審議をいたします。そして、最後の令和4年1月につきましては、令和3年度の最後ですが、令和4年度の運営計画、それから、自ら評価、緊急時対応訓練について御審議いただく予定でございます。このような形で今後、調査審議を進めさせていただきます。

まず、専門調査会の運営等に関するただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等がございましたらお願いをいたします。特によろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○新総務課長 それでは、先ほど御説明申し上げました内容について御確認いただきまして、専門委員としての職務をお願いしたいと思います。

それでは、次に参ります。議事(3)の「座長の選出」についてでございます。

御意見がございますか。有田様、お願いいたします。

○有田専門委員 はい、有田です。座長につきましては、私から推薦をさせていただきたいと思っております。国立医薬品食品衛生研究所の所長としてお務めであり、食品衛生に関して高い見識をお持ちになられている合田幸広先生に引き続き座長をお願いできればと考えて

おります。皆様いかがでしょうか。

○新総務課長 先ほど申し上げましたように、座長は専門委員の互選により選任されるということでございます。

ただいま、有田専門委員から、合田専門委員を座長にという御推挙がございました。皆様、いかがでございますでしょうか。もし御賛同いただける方は、お手元のカードで「同意」と表示を掲げていただければと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(同意札)

○千葉専門委員 すみません、千葉でございます。よろしいでしょうか。

○新総務課長 どうぞ。

○千葉専門委員 すみません。「同意」のカードが今、手元にはない状態です、そのことを発言しました。

以上です。

○新総務課長 分かりました。

そうしますと、皆様に御賛同いただきましたので、座長には合田専門委員が互選されたということでございます。

それでは、合田座長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○合田座長 座長に御推薦いただきましてどうもありがとうございます。国立衛研の所長をしております合田でございます。

こういう会議は皆様方の活発な御発言があって非常に有意義な会議になると思っておりますので、その点、どうぞよろしく願いいたします。

私は今回で2期目になりますので、前期よりはよりスムーズな議事運営を進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○新総務課長 ありがとうございます。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項には、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とあります。座長代理の指名を座長からお願いしたいと思います。

○合田座長 このような会議はなるべくニュートラルな立ち位置の方が座長代理、そういう立場にいるのがよろしいと思いますので、国立衛研の部長を務めています畝山先生にお願いできればと思っております。

○新総務課長 では、以後の議事につきましては合田座長にお願いいたします。

○合田座長 それでは、畝山先生、何か一言ありますでしょうか。首を振られていますね。取りあえずお引き受けいただけるということですのでよろしいですね。

○畝山座長代理 はい。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に入りたいと思います。「令和3年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」ということでございます。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○新総務課長 それでは、お手元の資料2-1に基づきまして、御説明をいたします。「令和3年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告のポイント」という資料でございます。

まず、食品健康影響評価の着実な実施についてでございます。新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、調査審議を実施いたしました。委員会を27回、専門調査会等を48回開催いたしました。専門調査会につきましては、全てウェブ会議システムを利用いたしました。42案件の評価依頼を受け、81案件の評価を終了いたしました。

具体的には、aからcまでに掲げてある事項を調査審議しております。

このほか、評価ガイドラインの見直し、それから、農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施、養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価につきまして調査審議をいたしました。それぞれの詳細については、各項目に記載のとおりでございます。

2ページ目をお開きください。

リスクコミュニケーションの戦略的な実施ということで、こちらもウェブシステムを活用してリスクコミュニケーションを行うこととしました。オンライン会議システムや動画配信を活用して実施いたしました。

また、一般消費者や学校関係者、食品関係事業者を含む関係者の皆様を対象としまして、SNS、特にフェイスブックやユーチューブによる情報発信、ホームページのコンテンツの充実に努めております。また、拡散力に優れるツイッターを開始いたしました。

ホームページ、フェイスブック、ユーチューブにつきましての発信内容につきましては、

2 ページから 3 ページ目の上のほうに掲げてある記載のとおりでございますので、御高覧ください。

3 ページを御覧ください。

その他の重点事項としまして、令和 4 年度に委員会が優先的に実施すべきとしました研究・調査課題につきまして、研究・調査企画会議事前・中間評価部会が取りまとめた優先実施課題につきまして、委員会会合において決定いたしました。研究課題については 9 月から 10 月に公募を行うなど、計画的に研究調査を推進いたしました。

また、令和 2 年度に終了しました 3 課題の研究課題につきましては、事後評価部会におきまして事後評価を実施し、その評価結果を委員会会合で決定いたしました。

次に、海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化についてでございますが、こちらに記載のございますように、評価書等の英訳やホームページへの掲載、委員会英文ジャーナルの発行などを行い、海外への情報発信に積極的に取り組みました。

また、委員、専門委員などがウェブにより開催された国際会議等に計 15 回参加いたしまして、意見交換や情報交換を行ったところでございます。

簡単ではございますが、令和 3 年度食品安全委員会運営計画の実施状況について申し上げます。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

本件の御質問等はございますか。

では、既に事前にこの中間報告に対して御質問、御意見をいただいております。それは資料 2-3 にございます。

まず、資料 2 について、御意見等を提出いただいた委員の方に、御意見について説明をいただきまして、その後まとめて事務局から回答していただきたいと思っております。順番に意見の提出者を指名させていただきますので、御意見等について御説明いただければと思います。

まず、資料 2-1 の 2 ページと資料 2-2 の 2 ページについて、足立専門委員から御質問を 3 問いただいております。足立専門委員、よろしく申し上げます。説明をお願いいたします。

○足立専門委員 足立でございます。よろしく申し上げます。

まず 1 つ目が、資料 2-1 の上のほうですね。先ほども御説明がありましたが、全ての専門調査会をウェブ会議で開催されたということでした。ウェブ会議の開催は、先ほども事前の準備が大変だということ、大切だということ御苦労もあったと思います。ありがとうございます。対面の会議と比べましてどのようなメリット、デメリットがありましたでしょうか。

また、今後の開催方向について検討されていることがあればお教えてください。

すみません。先ほど鋤柄事務局長がちょっとおっしゃっていたので重なるのですけれども、よろしく願いいたします。

3つ続けて申し上げてよろしいでしょうか。

○合田座長 はい。

○足立専門委員 では、2つ目です。私も今回初めての参加で申し訳ないですが、リスクコミュニケーションについて、戦略的な実施と書かれていますが、どのようなターゲットや計画ということで進められるのかを想定されているのかということをお教えてください。

個人的には、ホームページのリニューアルでは情報がとても探しやすくなり、内容としてもキッズボックスだとかお母さん向けのページも分かりやすくされていて、とてもいいと思います。

続けて、3つ目になります。運営計画のほうにも何回か出てくるのですが、「全国食品安全連絡会議」というのがこの資料を御覧になる方が補足がなくても分かるものなのか。分かりにくいというか、丁寧に説明するということができればいいなと思ひまして御意見をさせていただきました。

以上の3点になります。

○合田座長 ありがとうございます。

続けて皆さんから受けてよろしいですね。

○都築情報・勧告広報課長 はい。

○合田座長 では次に、資料の2-2の10ページについて、浦郷専門委員から御意見をいただいておりますので、浦郷専門委員、続けて御説明をお願いいたします。よろしいですか。

○浦郷専門委員 はい、ありがとうございます。全国消団連の浦郷です。

資料2-2ですと10ページからですね。資料2-1でしたら2ページの「2 リスクコミュニケーションの戦略的な実施」というところになるのですけれども、ホームページのリニューアルについてです。先ほど足立委員からもありました。そして参考3のところにもホームページの写真を付けていただきましたが、ぱっと見たときに、トピックスというのが画像つきで大きく出ておりますので、本当に何を伝えたいのかが一目で分かりやすくなって、これはとてもよくなったなと思います。

ただ、意見としては書いていないのですけれども、このホームページを誰に見てもらうの一番の目的としているのかなというところをちょっと思っています。例えば、私みたいに委員をやっている者とか食品関係の何かに携わっている人でしたら、今回のホームページはすごく見やすくなっていいと思うのですけれども、一般の消費者が見たときを考えると、今回、リニューアルされた前のそのもう一つ前のホームページのときは、消費者向け情報の「キッズボックス」とか「お母さんになれるあなたへ」というのが、この右側のクイックアクセスのトップのほうにあったのですが、それがちょっと下のほうになっていて、スクロールしないと見えないというようになっています。本当に一般の消費者にホームページにアクセスしてもらって、関心のあるところを見ていただくというのであれば、消費者向け情報のところをこのクイックアクセスの上のほうに持ってきていただけたらなというのを感じています。これはまた次回のホームページのリニューアルのときに考えていただければと思います。ホームページに直接来てもらわなくても、ここにも書いてありますけれども、SNSのほうからホームページのその情報に行くということが幾らでも今はできますので。

そして、今回、SNSで新しくツイッターでの発信が始まって、これは若い世代の方がいっぱい見ますので、そういう方にも届くと思います。ツイッターの場合は、本当にどんどんスクロールしていくので、食品安全委員会の情報を見もらうために思わずそのスクロールを止めてしまうようなフレーズとかイラストとか写真とか、そういうものを使って、若い世代にも情報を把握してもらえるようにこれからも工夫をして進めていただきたいと思います。

以上です。

○合田座長 浦郷先生、ありがとうございました。

それでは、今の足立先生と浦郷先生の御質問、御意見につきまして、事務局から回答をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○新総務課長 承知しました。

まず、足立委員からの第一の質問でございます。ウェブ会議のメリット、デメリットのようなものにつきましてでございます。

メリットとしましては、そもそもウェブ会議の開催のきっかけとなりました新型コロナウイルスの感染症対策として感染リスクを低減することができるということでございます。

それから、ウェブ会議システムにつきましては、報告、連絡などの議論があまり伴わないような会議や、少人数での打合せについては有効な手段でありまして、移動時間などのコストを節約することができると考えております。

それから、デメリットとしましては、意見の表明のタイミングが取りづらい、特に新任の委員の皆様はそうかと思えます。それから、ウェブ会議の画面に表示できる人数に制約

がございますので、また、画質の制約がございますので表情がちょっと分かりにくいところがございますので、やはり対面の会議と比較しまして意思疎通といいますか、忌憚のない意思疎通が少し難しいのではないかと考えております。

また、先ほど一部御指摘がございましたが、いわゆる音響等の機材の準備に手間がかかる、要することに加えまして、映像と音声を安定的にクリアにお伝えすることができるかどうかというのは、私どものシステムに加えて出席者の皆様の個々人の側の機材や通信環境に依存しておりますので、接続不良であったりネット上のトラブルなど、個別対応をしなければならないようなことが生じたので、具体的に事務局としまして、映像や音響を担当する者を配置したり、そういったことで少し負担が増えておるといことでございます。

そして、今後の開催方法についてもお尋ねがございましたが、まだ新型コロナウイルス感染症対策というのは引き続き求められておるものでございますので、ウェブでの開催を基本としなくてはならないと考えております。ただし、円滑な調査審議の実施のためには、各専門委員、食品安全委員会委員、事務局の意思疎通が重要であることは言うまでもございません。ウェブ会議は先ほど申し上げたように対面の会議よりも意思疎通が難しい面がございますので、これは感染症の流行状況を見ながらではございますが、可能な範囲で対面での開催も進めたいと考えております。

質問の第一については以上でございます。

○都築情報・勧告広報課長 では引き続き、情報・勧告広報課長の都築から、リスクコミュニケーションについてお話しさせていただきます。

足立専門委員から、戦略的なリスクコミュニケーションについてお尋ねがございました。我々は、リスクコミュニケーションでは一般の消費者の方々が正しい情報に基づいて正確な判断ができるように、そういった皆さんと意見、情報の交換というのをやりたいと思っているのですけれども、昨年度、調査事業を行いまして、この中で一般の消費者の方は、食品安全に関する情報をテレビや新聞といったマスメディアを通じて得ているというお答えが非常に多かったというところでございます。

こういったことを踏まえまして、我々は、報道関係者と丁寧なコミュニケーションをとることによって信頼関係を構築するのが重要だと考えています。今後、報道関係者等を重視してコミュニケーションを行うということで、資料の中にも入れさせていただきましたけれども、本年7月に新委員の紹介、9月に農薬の再評価といったものをテーマに、報道関係者との意見交換会を行っております。

それから、内容につきましては、今年度、農薬を重点テーマとしてリスクコミュニケーションを行うこととしております。その理由といたしましては、本年度から、農薬の再評価制度というのがスタートいたします。また、残留農薬のリスク評価の仕組みが若干複雑で、一般の方には分かりにくいというところもあるかと思っておりますので、丁寧に情報発信を



していきたいということを考えております。

農薬については、事業者、消費者団体向けにも、先日、農薬セミナーということで開催させていただきました。農薬に関するリスクミでは、我々だけではなくて関係する省庁である農林水産省、厚生労働省、環境省、消費者庁にも御参加いただいて、いただいた多くの質問に丁寧にお答えすることができまして、アンケートでも非常に高い満足感というのをいただいております。報道関係者は「満足・ほぼ満足」という回答が100%、事業者、消費者団体は81.6%「満足」というお言葉をいただいております。

それから、足立委員から、ホームページについてもお尋ねがございましたけれども、後ほど、浦郷委員のお答えと併せて、ホームページについて御説明させていただきたいと思っております。

それから、足立委員の3項目めです。「全国食品安全連絡会議」について御指摘いただきました。これは大変申し訳ございませんでした。もともとの資料では、このA3判の資料2-2の2ページのところで「全国食品安全連絡会議」というのが紙のど真ん中辺り、「② リスクコミュニケーションの戦略的な実施」の真ん中の列、上から2つ目の○に、全国食品安全連絡会議をユーチューブを活用して行ったとだけ書いてあって、これは誰宛てに何をやるのかよく分からないという文章になっておりまして、御指摘を踏まえて少し丁寧に書かせていただきました。

「全国食品安全連絡会議」は、地方公共団体の食品安全担当部局を対象とした全国会議でございまして、その狙いといたしましては、関係行政機関と相互に連携をして適切にリスク管理措置が講じられるようにしたいということでございます。こうした会議を11月に開催すべく、10月は準備を進めたということで書かせていただきました。御指摘ありがとうございました。

それから最後に、浦郷委員から、ホームページ、SNSについて御指摘をいただきました。ホームページの改定につきましては、本年6月の企画等専門調査会で阿知和専門委員から、ホームページが非常に見にくいと。字ばかりだという御指摘をいただいて、ビジュアル的に少し親しみが持てるようなものにしたいという思いで改定を行ったものでございます。ホームページが見やすくなったというお言葉をありがとうございます。

ただ、一般の消費者向けの情報が少し下になってしまったということについては、次回の改定で、またちょっと事務局で引き取らせていただいて、検討をさらにさせていただければと思います。ありがとうございます。

それから、SNSについての御指摘をいただきました。ツイッターを新たに開設し、今後フォロワーを増やしていきたいと考えております。先生方にも御協力をいただければ幸いです。掲載する内容については、若い世代を含めて、より幅広い層に共感を得ていただけるような情報発信をして、それによって情報が拡散されるようなことをぜひ目指していきたいと。それによって食品安全委員会の認知度の向上、それから、正しい情報の伝達というのを図っていきたいと考えております。

以上です。

○合田座長 事務局、ありがとうございました。

そうしますと、これまでの事務局の説明も含めまして、これまでのところで特に御質問等はございますか。よろしいですか。

では、先に行かせていただきます。

そうしますと、次は、今村先生から別に御質問をいただいておりますので、今村先生、御説明いただけますでしょうか。

○今村専門委員 ありがとうございます。今村です。

この項目で質問ということではなくて、番外で純粹に自分の疑問を投げさせてもらったのですけれども、食品の提供事業者で飲食のときにいろいろなものを拭いてコロナの対策を取られていますけれども、そこまでする必要があるのですかという評価は誰がするのですかという問いかけです。

この背景に至るまでの話をちょっとさせてもらいますと、私は厚生省のコロナの医療体制の関係で深く関与しておりまして、コロナについて病院で対応するかというのを深くやらせていただいています。また、食品関係で食品防御の対策などを取って、この間のオリンピックなんかの対策もどう取るかということを見せていただいています。

その中で、表面からの感染というのは思ったより少ないですよねというのはいろいろなところからの情報の中で取りまとめられているのです。さらにここ3か月ほどの間に、各県でマル優の許可を得た飲食店が商店を再開できるというお話があり、その基準をつくるのにいろいろとお手伝いしたのですけれども、やはりどこまで拭くのですかというのは非常に大きな問題で、各事業者の食品のレストランなどにとっても、お客さんが変わるたびにどこまで拭くかというのは非常に大きな問題なのです。

そして、今日の御意見に添えさせていただきましたけれども、アメリカのCDCからは、表面からうつるなんてあまりないのではないですかと。1万分の1とかという数字まで出ていて、これが4月の時点でCDCから出ていると。そうすると、感染症全体への評価ということでこれをやっているのですけれども、今、日本では、やはり飲食店や食品の提供のときの対応というのが一番大きな課題になっていて、日本全体でこれのリスク評価というのを求められているのではないかと思うのですが、このリスク評価を、日本ではCDCがあるわけではないので、やるというのはどこがどうするのでしょうか。その後で食品安全委員会ではどういう取組の可能性があるのでしょうかということの問いかけであります。必ず食品安全委員会だと思っっているわけではないのですが、どこでもなかなかできないことで、そして日本全体に非常に大きな影響のあることなので問いかけさせていただきます。

私からの趣旨説明は以上です。

○合田座長 今村先生、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御質問につきまして、まず事務局、回答をお願いできますでしょうか。

○都築情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の都築でございます。

御指摘いただきました、飲食店ですとか販売されている食品の接触面、表面を介しての感染についてでございます。食品の表面ですとか包装に付着したウイルスがどうやって人に感染するかというその感染ルートを考えますと、人の手などを介して口や鼻、目などのそういった粘膜ですとか上気道に入り込むとか、あるいはその食品を摂取することによって消化管に入るといろいろなルートが考えられると思います。

このうち、食品安全委員会が担当するのは、経口摂取して消化管を経由して体の中に入ってくるルートでございます。この消化管経由でばく露した場合のリスクについては、国際的な専門家の機関でございますICMSFの報告等に記載があるのですが、こういったルートは「重要な感染経路であるという証拠は得られていない」というふうに書いてありまして、「SARS-CoV-2を食品安全上のハザードとみなすべきではない」というふうにしているところでございます。

こういった状況ではあるのですが、不安を感じる消費者からの問合せも我々にいただいたこともございます。こういったことも踏まえて、食品安全委員会では、委員に就任される前だったのでございますが、松永委員が山本委員長にインタビューをなさって、食品を通じてSARS-CoV-2に感染することはないという発言を引き出して、これを記事としてインターネットニュースとして配信いただくといったリスクコミュニケーションを実施などしておりました。今後も引き続き情報収集に努めて、新たな知見があれば、随時ホームページ等を通じて情報を発信したいということを考えております。

食品安全委員会事務局としては以上でございます。

○合田座長 事務局、ありがとうございます。

少し付け加えさせていただきますと、専門家の方はよく御存じだと思いますけれども、一般消費者団体の代表の方もいらっしゃるのです。少し説明させていただきます。ウイルスは、体の外に出ている状態ではそれで増殖をするということがないのです。いわゆる細菌と違って、そこで増えてより危なくなるということはないのです。基本的にはウイルスというのはどんどん壊れていきます。

我々の国立衛研で、食品安全の、こういうSARS-CoV-2に関して実験をやっているわけですが、基本的にはやはり熱とそれから時間ですね。それに依存してウイルスが壊れていくということはもう明確です。それは海外からの論文も同じように出ています。基本的に何か表面にウイルスがついたとしても、ある一定の時間がたてば必ず壊れていくということは明確です。

それから、あと幾つかうちでやりました仕事の中で、例えば、最初、COVID-19がはやり始めた段階で、つつつるのところとざらざらのところとどちらが安全なのかと。そういうところでウイルスの増殖というか、ウイルスの壊れ方が違うのではないのかと。そのような都市伝説みたいなものがございまして、それについては調べました。基本的にどちらとも言えないということになりました。

というのは、基本的につつつるとざらざらというのは、実は材質によりまして非常にばらばらでございまして、どういうタイプのものがどうだということを一概に言えないのです。ですから、単純に人間の触感だけの形でつつる、ざらざらを判断してウイルスの減少の仕方がスムーズに進む、進まないということは評価できないということは確認しております。

それから、あと、滅菌といいますか、ウイルスを潰す方法としてはEOG処理が多分一番よいかどうか、その辺のところも実験をやって確認しております。

また、我々のところで情報提供を行うグループをつくりまして、情報発信をおこなっています。ここではCOVID-19関係について論文が出された場合や、それから、いろいろな専門機関からの報告がある際には、そのものについて、国立衛研のサイトからCOVID-19関係の情報提供を行っております。そこを開いていただきますと、食品安全のところについても継続的に、今どういう情報が得られているかということをお示ししておりますので、その辺も御覧になっていただければと思っております。

以上ですけれども、追加の説明をさせていただきました。

何か御質問等はございますでしょうか。

○今村専門委員 今村ですけれども、よろしいでしょうか。

○合田座長 どうぞ。

○今村専門委員 実際に表面からうつる可能性というのは低そうだというのはほとんどの専門家の間では合意ができていると思うのですけれども、各都道府県が食品のレストランの基準をつくる時には頑張って拭けということがほぼ全ての都道府県で採用されているのですよ。多分、科学的にはやらなくていい表面を拭くという作業に日本中が頑張っているという状況で、今、その科学的な知見を届けるのがこの食品安全委員会の判断なりリスクだとしたら、あまり拭かなくても関係ないのではないのかということ発信するというのが食品安全委員会の役割としてあるのではないのかなと思ったので、これを聞いた次第なのです。

○合田座長 ありがとうございます。

○今村専門委員 各研究所でそれぞれの論文が出ているのですけれども、やはり難しいですよ。

○合田座長 我々は先ほどの、つるつるざらざらというのをやりましたよね。つるつるざらざらというのは、実はすごく難しいですよ。つるつるざらざらのそれぞれの表面が違いますと、例えば、拭き取りを、拭くことをやったとしても、どこまでそれが拭けるかどうかとかという細かいところに全部陥ってしまうので。なかなか再現性あるデータがうまく出すことができなくなります。そこら辺りのところも含めて、要するにサイエンスとしますと、いわゆる、この材質のものを、このものに対してはどうだという個別の事は言えるのですけれども、一般則を出そうと思うと非常に難しいですね。しかしながら、やらないよりは絶対やったほうがよいので、そういう形でやっているというように私自身は理解しています。ただ、これは個人的な意見ですけれども、研究的な形で一般則をすごく出しにくい話かなという具合には思っています。

皆様、ほかに何かございますか。

○今村専門委員 なので、拭いたほうがいいのかも間違いないのですけれども。

○合田座長 そうですね。

○今村専門委員 でも、それはコロナがなくても拭いたほうが良いと思うので。

○合田座長 そうですね。それはそうなのですよ。

○今村専門委員 だから、拭くのをやめるのだったらいつやめても変わらないということ誰が言うのですかということなのです。

○合田座長 明らかに手洗いが物すごく意味があるということだけはもう明確ですよ。

○今村専門委員 はい。

○合田座長 ですから、実際の間人側の方が頑張るといのがやはり一番有効かなという具合に私自身は思っています。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

そうしましたら、次の議題に進みたいと思います。「令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」ということでございます。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○都築情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の都築でございます。

お手元の資料3-4に基づきまして、個別の案件候補ごとに簡単に今日は御説明をさせていただきたいと思っております。

資料3-4の1ページ、まず、アセトアミドでございます。提案理由が書かれていて、これについて参考情報というのが幾つかございました。アセトアミドは、IARCでグループ2Bに分類されているとか、あと、その参考情報の中ほどです。米国からGC/MSによる食品中濃度測定結果が報告され、乳、牛肉、コーヒー豆などから一定量の摂取のあることが示されているということでございました。

続いて2ページ、マイクロプラスチックでございます。これは2つの団体、2名から提案をいただいております。マイクロプラスチックについて、食品安全委員会として積極的な調査研究と国民への情報提供を進めていただきたいということ。それから、2つ目の団体のほうからは、食品健康影響評価をぜひ実施していただきたいとお願いするということでございます。リスク管理措置として環境省の取組を書かせていただきました。後ほど、担当の方から御紹介いただけるものと思っております。

3ページのところでは、様々な国際機関がマイクロプラスチックについて書いているという状況をご案内させていただきました。

以上、マイクロプラスチックです。

4ページに参りまして、3つ目の提案、食品用器具・包装材料を評価してくれというものでございます。これについてはポジティブリスト制度が施行されているが、いまだ樹脂の範囲が不明であり、ポジティブリストが未完成であるということでございます。このリスク管理措置の下のほうに書かせていただきましたけれども、ポジティブリスト制度が食品衛生法の改正によりまして令和2年6月1日に施行されたのですけれども、5年間の経過措置が取られるということになっていて、現在、経過措置期間中ということで、リストがまだ完成していないという状況でございます。リストが完成されたら、順次、評価要請がなされてくるものということを考えております。

以上が、器具・容器包装でございます。

続いて6ページ、CBD（カンナビジオール）です。提案理由のところでは、食経験が十分にあるものとは考えにくいと。米国食品医薬品局のように安全性が十分に分かっていない旨の注意喚起だけでも行っていただけないでしょうかということでございます。参考情報として、厚生労働省が大麻草の関係で検討会を行っているということを書かせていただいております。

それから、7ページです。海外では医薬品としての利用もあるという状況をご案内させていただきました。

以上が、CBDについてでございます。

最後に8ページ、自身での研究機関の設立、または第三者への委託ということで、食品

安全委員会で調査研究しないと受け身の情報でしか判断できないので、研究機関を設立するか、第三者に委託してでも調査研究をやるべきだという御指摘でございます。これにつきましては、外部に委託をして調査研究するようなスキームを既に持っておりますので、対応できるという状況かと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、資料3-4のマイクロプラスチックに関しまして、環境省から資料の提出がございました。環境省海洋プラスチック汚染対策室 櫻井室長補佐、御説明をお願いしますでしょうか。

○環境省 海洋プラスチック汚染対策室 櫻井室長補佐 ただいま御紹介にあずかりました、環境省海洋プラスチック汚染対策室の櫻井と申します。

それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目、「海洋プラスチックごみ量の将来予測」というところでございます。2016年1月に開催されたダボス会議という国際会議で、2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過するという試算が報告されたというものでございます。下のほうに簡単なイメージ図を載せてございます。こういった動きが最初に起こりましたと。

次に2 ページ目でございますが、こちらも引き続いて国際的な動きでございます。「大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと実施枠組」ということで、流出の多くが新興国・途上国からとも言われていることから、これらの国々を含む世界全体でこういった海ごみの問題に取り組むということが重要であるということで、G7だけでなくG20での「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の共有といった国際的な枠組みが現在までになされているところでございます。

大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの中で提示している考え方と申しますのが、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すといった概念でございます。

続きまして、「マイクロプラスチックに関する生物・生態系影響リスクについて」でございます。

4 ページ目、「マイクロプラスチックに関する影響リスク」ということで、これまでに環境省のほうで得ている知見でございますが、マイクロプラスチック中に含まれる化学物質からの側面と、あと、海水中の有害物質を吸着するという側面について、こういったマイクロプラスチックが食物連鎖を通じて、生物にプラスチック粒子や有害物質が取り込まれるおそれ、こういった観点から知見を蓄積してございます。

現在までに分かっていることといたしまして、ヒトへの健康影響については、ヒトへの健康影響があるということを明確に示す証拠は現在までにはないのではないかと考えてございます。

プラスチック粒子の影響につきましても、形状による毒性の違い、食物連鎖による濃縮、有害物質の取り込み等、こういった観点でもまだまだ研究が必要な点があるという状況でございます。

次のページでございますが、「ヒト健康影響に関する国際機関の見解」ということで、マイクロプラスチックのヒトへの健康影響については、現時点では評価するための十分な知見は得られていないという状況と認識してございます。主な国際機関の見解について御紹介しておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして6ページ目からが、「マイクロプラスチックの生物・生態系影響に関する環境省の主な取組について」というものでございます。

ページをめくっていただきまして7ページ目でございます。「海洋プラスチックごみに関する既往研究と今後の重点課題」というところでございます。令和2年度の6月に、既存の研究を収集・整理した上で、我が国において短中期的に重点的に研究を推進すべきという課題を特定いたしまして、公表いたしました。このページに書かせていただいているような委員の先生方に御協力をいただいたところでございます。

ページをめくっていただきまして、8ページ目でございます。具体的な研究の状況と今後の重点的な課題といたしまして、マイクロのプラとマクロのプラに分けて、また、プラスチックの特性と、添加・吸着した化学物質の影響ということで、分けて書かせていただいておりますが、我々といたしましては、特に赤字で枠を囲ませていただいた辺り、主な重点研究課題といたしまして、マイクロのプラスチックの特性のところでございますが、ヒトを含めた生態系における、実環境を踏まえた食物連鎖によるマイクロプラスチックの濃縮の定量化ですとか、あるいは2点目の毒性が高いと指摘されている繊維状、破片状のマイクロプラスチックの影響の定量化ですとか、あるいは3点目、底生生物への影響の定量化ですとか、4点目ですが、高感受性の種の特定制ですとか、あるいは5点目ですが、マイクロプラスチックの生態影響を評価する上でベースラインとなる、他の環境中の粒子との比較ですとか、そういった点が今後主に重点的に研究を進めていく分野ではないかというふうな結論を出させていただいたところでございます。

また、隣の赤枠でございます。添加・吸着した化学物質の影響といたしましては、海洋プラスチックの有無による化学物質の移行量の違いの研究ですとか、2点目ですが、実環境を踏まえた海洋プラスチックの食物連鎖による化学物質の濃縮の定量化、ヒトを含めた生態系における寄与度の定量化、あるいは3点目ですが、化学物質の種類、プラスチックの海洋環境中での沈降、微細化、変質等の動態、プラスチックの大きさに応じた化学物質の移行量の定量化といったような課題が今後重点的に行われるべき課題であるということ、研究者の方々にもぜひ研究を進めていただきたく、こういったものを昨年度発表した



というところでございます。

続いて、9ページ目でございます。「環境研究総合推進費による研究」ということで、現在、研究を実施しているものについての御案内です。こちらは平成30年から32年度を予定していたのですが、コロナの影響でちょっと実施がこの期間中にできない部分がございます。現在、期間を延長して実施をしているところでございます。実際に結果が取りまとまって公表できる状況になるのは令和4年度を見込んでいるところでございます。この中で赤枠のテーマ2でございますが、「海洋プラスチックごみ及びその含有化学物質による生態影響評価」というところで、マイクロプラスチックの生物影響評価を進めるということで、現在、調査を進めているところでございます。

ざっとの御説明になりますが、以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

今の御説明に質問等はございますか。

有田さん。

○有田専門委員 ありがとうございます。

今の御報告の中で、先に頂いた資料の8ページで、鑓迫先生が小魚の生物蓄積と生物濃縮の研究をされていて、研究途中の経過は伺ったことはあります。実験では小さな魚でマイクロプラスチック自体を取り込むという事が難しいという御報告であったかと思うのです。今後、その研究が継続されることは可能なのかどうか分かれば教えてください。

○合田座長 研究の継続ということですね。

○有田専門委員 はい。

○合田座長 それは大丈夫ですか。お願いできますか。

○環境省 海洋プラスチック汚染対策室櫻井室長補佐 鑓迫先生の研究の継続ということで、ちょっとすみません、御指摘の研究がどの研究に当たるのか、環境省の推進費で実施されている研究なのか、ちょっと今、しかと分かりかねるところですが。

○有田専門委員 具体的に申し上げなくて申し訳ありませんでした。化学工業協会の助成で行っている研究だと思うのです。その研究が生かされ、環境省の委員会へも反映をされているのかどうかを伺えばよかったですと思います。

○環境省 海洋プラスチック汚染対策室櫻井室長補佐 御説明ありがとうございます。

現在実施されている研究ということだと、もしかしたら知見としてまだ発表されていない場合は、知見としては収集対象として引っかかってこなかったかもしれないのですけれども、鑪迫先生御自身が委員として参画されていますので、そこから得られる専門家としての知見、御意見はしっかりと我々の検討のほうで反映させていただいていると認識してございます。

○有田専門委員 ありがとうございます。

○合田座長 ありがとうございます。

川西先生、どうぞ。

○川西委員 食品安全委員会の委員の川西と申します。大変分かりやすくまとめていただいてありがとうございます。

このプラスチックの関係は、今回はマクロのレベルとマイクロのレベルのこと、それから、言葉としてもう一つ、ナノプラスチックというのも問題ではないかみたいな話題も出たりしているのですが、それに関しては今日、全く言及がなかったのですけれども、どういう認識でいるのでしょうか。

○合田座長 環境省の研究体制ということですか。

○川西委員 そうですね。この議論にナノプラスチックの言及が全くなかったのはどうしてだろうかということも含めて、もし説明できればお願いしたいのです。

○環境省 海洋プラスチック汚染対策室櫻井室長補佐 我々といたしましては、今御説明をさせていただいた資料のほうで実施した調査については、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみについての知見収集ということを念頭にさせていただいております。ナノについて特に排除しようとしたということではないとは認識しているのですけれども、実際やはりナノクラスになりますと、海中でのサンプリングといいますか、分布状況を調べるですとか、ばく露のほうを評価するのが非常に、知見も少ないということで難しいという状況もあるので、なかなか知見自体は集まりにくいのではないかと考えてございます。

○川西委員 ありがとうございます。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

それでは、資料3-5に沿いまして、既に専門委員の皆さんから御提出いただいた意見

について議論をしていきたいと思っております。

まず、御意見等を提出いただいた先生方に御説明いただいて、その後まとめて審議をしたいと思っております。順番に意見の提出者を指名しますので、意見等について御説明いただけますようお願いします。

まずは今村先生、御説明いただけますでしょうか。

○今村専門委員 アセトアミドへの対応をぜひ教えてもらいたいです。アクリルアミドという物質があったと思うのですけれども、これは非常によく似たでき方をするものだと思いますし、一般の食品の中で調理過程でできてくるものだと思います。アクリルアミドは相当リスク評価を踏み込んでやっていったと思うのですけれども、アセトアミドはそこまでしないでいいでしょうという話になってきますけれども、どの辺がこの対応の違いになるのかというところをもう少し踏み込んで説明してもらえるとありがたいと思っています。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

続きまして畝山先生、御説明をお願いできますでしょうか。

○畝山座長代理 書いてあるとおりなのですけれども、マイクロプラスチックの質問を何度も聞いていたので、今回の資料にもあるように、既に各国からいろいろな知見が出てるので、それをここの資料としてではなくてまとめて、みんなに提出したほうがいいのかと思ったので提案してみました。

○合田座長 畝山先生、ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました質問につきまして、事務局から説明いただけますでしょうか。

○都築情報・勧告広報課長 すみません。今村先生からCBDについても御意見があったと思うので、ぜひ引き続き御説明をお願いできればと。

○合田座長 では、今村先生、CBDの質問もお願いします。

○今村専門委員 分かりました。すみませんでした。

CBDについてですけれども、これはもともと医薬品成分という色彩が濃いものだと思うのですが、だからこそ医薬品になると対応が変わるという話で説明を書いているのですけれども、食品安全委員会がこの「食品」と「医薬品」のどの辺で線を切っているのかという

ことはぜひ確認をしておきたいと思います。CBDは一般食品にも当然入っているわけで、一般食品に医薬品成分が入っているとなったときに、食品安全委員会としてはそれを食品として扱い続けるのであれば、その評価というのが出てくるのかなとも思いますし、医薬品としてあくまで割り切るということであれば、医薬品として食品を扱うというふうな視点が出てくると思うのですが、そこら辺のところの考え方をもう少し説明してもらえればと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

○都築情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の都築でございます。

まず初めに、今村委員から、アクリルアミドとアセトアミドとの比較についてお尋ねがございました。

アクリルアミドについては、やはり自ら評価の対象として平成22年に選定されまして、平成28年4月までかけて評価書を作り、公表しております。アクリルアミドにつきましては、評価に必要な各種の毒性試験データ、それから、食品中の分析データが豊富にあったことからリスク評価を実施することができました。

一方、アセトアミドにつきましては、食品中の分析についても先ほど御紹介した1つの機関で乳、肉、コーヒーの分析値が出されたのみでございまして、現時点では、アクリルアミドと同様に本当にプロセスコンタミナンツなのかどうかということについても、エビデンスはないというような状況でございます。このように、評価に必要な十分な情報がないというのが一番のネックかと思えます。生成メカニズムも不明で毒性に関する情報も限られ、ハザードの毒性評価ができない状況であると。また、ばく露評価に関する情報も不十分であるところ、引き続き情報収集する必要があるのではないかと考えております。

引き続きまして、畝山先生から、マイクロプラスチックについて御指摘をいただきました。

事務局といたしましても、マイクロプラスチックに関する関心の高まりというのは認識をしております。食品安全委員会といたしましても、国内外の情報収集を行って動向を把握しているところでございます。

現時点では、資料にも書かせていただきましたけれども、WHOが「懸念があることを示唆する情報に信頼性のあるものはない」とし、「ヒトの健康に対する懸念は低い」としているところでございます。

食品安全委員会では、様々なハザードについて国内外の情報を収集し、「食品安全関係情報」として提供しています。収集した情報に基づいて、ヒトの健康への影響が懸念される

ようなハザードがあればファクトシートを作成するなど、必要な対応を取ってきたというところがございます。マイクロプラスチックについても引き続き情報収集に努めて、新たなリスクが明らかになった場合にはファクトシートの作成の是非を含めて、対応を検討していきたいということを考えております。

それから、今村先生から、CBDの「食品」としての扱いについて基準を明確にしていきたいという御指摘があったかと思えます。

食品安全委員会が扱う「食品」というのは、食品安全基本法第2条に定義が明記されております。少し読ませていただきますけれども、ある法律に規定されている文章でございます。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品、医薬部外品、再生医療等製品を除く全ての飲食物」、これが食品安全委員会の対象でございます。飲食物のうち、医薬品等を除いたもの、これが食品安全委員会の評価対象ということでございます。

ということは、先生の文章に書いてありますけれども、CBDが医薬品として整理された場合にはということで考えますと、仮にCBDが医薬品として整理された場合には食品安全委員会の評価の対象ということにはなりませんので、一般食品に入っていたとしても食品安全委員会がリスク評価をするということにはならないのだろうと思えます。

なお、このCBDを提案された方は注意喚起していただきたいという御趣旨だったと思えます。安全性が十分に分かっていない旨の注意喚起については、英国等の情報を収集、和訳の上、食品安全情報としてホームページで情報提供しているのですけれども、提案の中で言及のありましたFDAの注意喚起についても、情報提供したいと考えております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

最後のCBDのところについてちょっと付け加えますと、今、CBDについては、厚労省で大麻の取扱いも含めて検討会ができていまして、そこで議論が進んでいるところだと私は承知しております。ですから、最終的にどうなるかということについてはまだ結論が出ていませんので分かりませんが、ここから先は私の個人的意見です。CBDは海外で医療用医薬品の成分として使われていますので、常識的に考えると、いわゆる食薬区分上、専ら医薬品になるのかなという具合には思えます。ですけれども、食薬区分というのは基本的には、申請があった際にどう判断しますという形で通知が発出されます。ですから、その部分はまだCBD自身が食品区分を受けていないと、そのものに関してどうであるかということとは厚労省の判断を待たなければいけないということになるだろうと思えます。

有田先生、御質問をお願いします。

○有田専門委員 ありがとうございます。

直接、店頭でチェックしたわけではないのですけれども、2020年ぐらいからカンナビジ

オールを輸入し、健康食品やキャンディとして日本の食品メーカーが製造し販売している。国産ブランドが増えてきているということを見聞きしました。カンナビジオールは安全だという情報もあるとは思いますが、単純に医薬品として評価するからという事でよいのでしょうか。食品として流通し始めていることなどは把握されているのでしょうか。質問です。

○合田座長 把握というのは、食品安全委員会がということですか。

○有田専門委員 食品安全委員会がといいますか、厚労省が医薬品と考えるのか、食品安全委員会が食品として検討するののかというような、流通の状況などをどこかで把握されているのでしょうかという質問です。

○合田座長 流通しているということ、そういうものが出ているということは私自身は見えていますけれども、これは個人的な興味もございまして見えていますけれども。実際的にそれが分析をしてどういうものがどう入っているかどうかという状態ではないので、食品の場合には表示と実態が違う場合が結構ありまして、何が正しいかどうかというのはちょっと、最後にサイエンスのベースで確認をしないと分からないところがございまして。そのような背景があって、それで今、厚労省が検討会をしているのだらうなという具合には私は思っています。多分、そういう状況で、今は結論がまだ出ていない状況だと思います。

今村先生、どうぞ。

○今村専門委員 CBDに関しては、合田先生がおっしゃるとおり、これは微妙な状況にあるものだと思うのです。麻薬になるか医薬品になるか食品になるかの真ん中において、恐らく医薬品になりそうだという想像がつくのですが、かといって医薬品の指定を受けるかどうかというところに微妙という状態で、食べ物として売られ続けるだろうという状況の中なので、これはどの辺が境界線ですかねというのをもう少し考えたほうがいいのではないのでしょうかというのが私の趣旨であります。

○合田座長 ありがとうございます。

○今村専門委員 あともう一つ、アクリルアミドもちょっと追加で言わせていただきますと。

○合田座長 どうぞ。

○今村専門委員 アセトアミドがどうやってできるのか正確には分からないにしろ、調理過程でできることはほぼ間違いがないという状況の中で、アクリルアミドがポテトチップに入っているのが確認されたので、世界中でポテトチップが止まったから研究が進んだという状況があります。でも、アセトアミドのほうはそんな事件になっていないので研究が進んでいないという状況です。よく似た物質ではあると思うのです。そうすると、知見が集まるまで置いておくということは、それは事件が起きるまで置いておくという意味になるのではないのかなと思ったので質問しています。この2点をちょっと追加でお答えいただければと思います。

○合田座長 私は天然物の専門なので、これは私が答えるべきかどうか分からないのですが、アセトアミドのほうの方が分子が小さいですね。これは天然物として日常的に存在し得るといいますか、分析すれば多分、バックグラウンドで必ず出てくるかなと思うのです。そういう意味で、アクリルアミドよりはより取扱いが難しいものかなとは思いますが。

最終的に、多分このような評価を行おうとすると、天然物としてのバックグラウンドがどうで実際的に合成物がどうだとかという、多分、そのようなデータが積み重ならないと議論できないし、それからもう一つは、人間の食経験上にこれまで間違いなく食べてきたものであるでしょうから、ですからそういう意味でいったときにどのぐらいのリスク評価をしていくかということもかなり難しいかなとは思いますが。サイエンスベースで何か議論とすると、あまりにもこれまでこの部分について興味を持って、皆さんがいろいろな定量分析をされているデータがまだない状態ではないかなという具合には私は思いますが。もしも今この委員の先生方、それから、お聞きになっている先生方で何か情報をお持ちの方は御発言いただければと思います。よろしいですか、皆様、何かお持ちですか。少なくとも、そのようなことを、これから情報を集めていかなければいけないということは、多分、皆さん、同意されているのだらうと思いますけれども、今、食品安全委員会で取り上げるべきかという、あまりにも情報が少な過ぎるかなという具合には私は思います。よろしいですか。

○今村専門委員 今村ですけれども、よろしいでしょうか。

○合田座長 今村先生、どうぞ。

○今村専門委員 今すぐ取りかかってくださいとまでは言いませんけれども、食品安全委員会が立ち上がったときに、食品安全委員会が立ち上がる以上はアクリルアミドもやってくださいねというのが立ち上がったときの宿題みたいな形で立ち上がっていたと思うのです。当時から全然知見が集まっていなくて、それも集めていきますからというのである程度集まったところでリスク評価を行ったという経緯だったと思います。このアセトアミドも

注視していただいて、所見というか知見が集まってくるのだったら、やはり評価の対象になっていくのではないかと思います。意見として聞いていただければと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

山本委員長も今、その話を確認されたと思いますけれども、何かありますか。

○山本委員長 私自身、フォローできる情報を持っていないのですけれども、ですから、今の状況でいきますと、アセトアミドに関してやはり情報収集をする段階でしかないのではないかなと思っております。ですから、それを食品安全委員会としても継続していくというのが現実的な対応なのかなと考えております。

○合田座長 ありがとうございます。

今までの議論も含めまして、何か御質問等はございますか。

では、今までの議論とは関係ない点で、事前提出していただいた御意見はございましたけれども、それ以外で本件に関しまして全体に対しまして御質問、御意見等はございますか。よろしいですね。

そうしますと、「自ら評価」候補とすることについてということは、どれも若干の問題があると。少なくとも候補に取り上げるべきだけの十分な条件を満たしていないというように判断をしたいと思えますけれども、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○合田座長 ただ、引き続き、幾つかの点については情報収集はしていかなければいけないということは事務局も十分了解をされていると思いますが、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○合田座長 では、お認めいただいたものといたします。どうもありがとうございます。

そうしますと、本日の議論は一応終了ということだと思いますけれども、事務局のほうから何かございますか。

○新総務課長 特に案件としてはございません。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、以上によりまして本日の議事は全て終了いたしました。

次回の日程につきましてはどうなっていますか。事務局、お願いします。



○新総務課長 次回の企画等専門調査会では、「令和4年度食品安全委員会運営計画」、「令和3年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の候補の選定」及び「令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練の結果及び令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」について御審議いただくことになる予定でございます。

日程につきましては、少し先ではございますが、2月2日水曜日の開催を予定しております。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第34回「企画等専門調査会」を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。